



場所と記憶の地理学－災害空間の変容と場所の再構築－

相澤, 亮太郎

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2008-03-25

(Date of Publication)

2009-06-19

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4474

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004474>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 相澤 亮太郎
博士の専攻分野の名称 博士（学術）
学 位 記 番 号 博い第 4474 号
学位授与の 要 件 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付 平成 20 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

場所と記憶の地理学－災害空間の変容と場所の再構築－

審 査 委 員

主 査 教 授 長谷川 孝治
教 授 油井 清光
准教授 大城 直樹
准教授 澤 宗則

場所と記憶の地理学－災害空間の変容と場所の再構築－

神戸大学大学院文化科学研究科（博士課程）

相澤亮太郎（学籍番号：031D714H）

本論文における主要な課題は、場所と記憶の概念に着目しながら、災害と対峙する人々の空間的実践を捉えることにある。場所や記憶は、極めて多様かつ複合的な性格を持つ概念である。しかし、日常と非日常が入り交じる災害の現場に連なる問題を理解するためには、場所や記憶といった多義的かつ複合的な概念が極めて有効である。災害に前後する場所においては、ローカルなスケールにおける場所や記憶をめぐる実践は重要な意味を持つ。地理学における場所の概念は、本質主義的概念から複数の定義を持つ概念へと生まれ変わったが、今もなお、場所をめぐる議論は衰えることはない。筆者の構想する「場所と記憶の地理学」は、地理学における場所の議論を通じて得られた知見をふまえながら、記憶の概念を通じて、とりわけローカルな生活空間や伝統文化、空間認識や場所の構築過程を捉えるための新たな視座を供するものである。なお、本論文では「場所に記憶が宿っているかのように見える状況」を「記憶の場所」と呼び、ある場所についての記憶を「場所の記憶」と呼ぶ。「場所の記憶」と「記憶の場所」は、必ずしも対応する関係にあるものではない。これは、場所と記憶をめぐる議論を整理するうえで必要な区別である。

第1章では、社会と空間、そして記憶を議論する土台として、場所と記憶の地理学の枠組みを提起する。まず地理学における場所の議論の経過と論点を確認し、場所がいかなる概念として捉えられるものであるのかを示す。さらに、人文-社会科学の諸分野における記憶の議論を俯瞰し、地理学において記憶を論じる意義を明らかにする。地理学において記憶の概念はこれまで、注目されてこなかった地域の歴史や文化などに注目する際に便宜的に利用されたり、景観に刻み込まれた過去の表象として読みとられる対象として扱われてきた。しかし、ドゥルーズがベルクソンに言及しながら「過去から現在へ、記憶内容から知覚へと行く」と述べるように、場所の知覚は記憶によって成立している。もちろん、アルヴァックスが集合的記憶論を通じて示したように、空間や時間の枠や社会によって「保持」されている側面があり、ベルクソンのように純粋な個人的作用として記憶を論じることは困難である。記憶が社会的空間的に提供される中で、われわれは場所を知覚し、場所を構築する空間的実践を展開する。だが、それだけでは現代における「場所の記憶」の特性を捉えることはできない。ギデンズが示したモダニティの特性の一つである再帰的モニタリングと呼ばれる、実践に対する反省的行為において、「場所の記憶」は格好のモニタリング対象となる。場所のアイデンティティ、まちづくりや地域政治等の空間的実践、災害復興や景観形成と解釈といった文脈においてモダニティの作用を切り離すことができない以上、空間的実践や「場所の記憶」は再帰的モニタリングの作用によって深いつながりを持つと言える。「場所の記憶」は、反省的行為によって選択的に生成され、再構築される。「記憶の場所」もまた、そのよ

うな再帰的モニタリングと空間的実践の作用によって構築されるのである。

第2章では、人が場所に対して感じる情緒的つながりとしての場所への愛着とは、どのように形成され、どのような特徴を持つものであるのかを明らかにする。そこで、神戸に暮らす人々に対して、2000年11-12月に、場所への愛着を主題としたライフヒストリーインタビューを行った。また神戸出身の歴史作家である陳舜臣のエッセイ『神戸ものがたり』から、神戸に対する場所への愛着を抽出し、分析を行った。本章では、トゥアンのトポフィリア概念と人文主義地理学に依拠しながら、震災による場所の破壊だけでなく、移動経験や職業体験などを含めた生活史全体から捉えられた場所への感情を捉えることができた。しかし、個人史から立ち現れた「神戸」という場所の記憶や感情は、それぞれにまったく異なり、「神戸」という場所の特性や成り立ちを論じることは困難である。場所の破壊や消失の影響、場所の内側か外側かというように、場所と人の関わり方の「型」を一面的に捉えることはできても、個人化された場所経験の記述を重ねることから何が得られるのか、という点において困難を抱えることになる。

第3章では、阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受けた神戸市長田区における地蔵祭祀に注目し、場所の装置としての地蔵がどのように設置され、維持されるのかについて明らかにした。2003年から2005年にかけてフィールドワークを行い、地蔵祭祀が維持・再生される過程を、場所と地域住民、そして場所の記憶がそれぞれ再帰的に構築し合う関係として描き出した。地蔵祭祀の経験は地域住民に広く記憶され、その記憶は、震災による祭祀や社会関係の断絶を乗り越え、新たな場所を構築する実践の動機や知識としての役割を果たした。地蔵は、場所の装置としての役割を果たし、記憶を生み出し、震災後の新たな社会関係を築く拠点として機能した。地蔵のある場所は「記憶の場所」であり、社会的な相互作用が展開する舞台であると同時に、住民によって震災前に獲得され保持されてきた「場所の記憶」によって、震災後に地蔵を取り巻く場所が再構築されたのである。

第4章では、震災の記憶と記録の問題に着目し、記憶としても記録としても注目されることが少なかった、震災直後に非公認避難所として形成されたテント村を取り上げた。膨大な数の震災関連資料に比べれば、テント村についてはわずかな数の資料しか残されていない。テント村関連の資料からは、震災後の避難者数の把握が長期間困難であったことや、避難所に収まりきれない数の被災者が発生していたこと、住み慣れた場所から離れられない被災者がテント村を形成したこと等が明らかとなった。ところが阪神・淡路大震災の経験を活かしたとされる東京都の震災復興のためのマニュアルでは、テント村が発生するほどの被害は想定されておらず、過去の災害の記憶と記録が、必ずしも新たな災害を防ぐための「教訓」となるわけではないことを示した。

第5章では、岐阜県大垣市の住民による水害をテーマとした手描き地図、並行して郷土学習の教材として用いられる社会科副読本、行政が作成した洪水ハザードマップにそれぞれ注目しながら、水害常習地域に暮らす住民の空間認識を明らかにする研究を示した。荒崎地区の住民が示した手描き地図からは、地区内の微妙な標高差や堤防の有無、旧集落が宅地開発された地域なのかによって、災害の空間認識が大きく異なっていることが明らかになった。輪中堤防の内側に暮らす住民は堤防を守る必要があるために、堤防を築いた先人を顕彰することで堤防の大切さを若い世代に伝え、水防活動につなげようと考え

ていた。一方で堤防を持たない地域の住民は、県を相手に訴訟を起こすことを通じて水害対策を求めた。同地区には洪水ハザードマップが配布されているものの、住民らは行政が提供する防災情報ではなく、自らの経験知に基づく防災対策や避難行動をとっていることが明らかとなった。また社会科副読本に示された「災害の記憶」にも注目した結果、輪中についての知識や水害の歴史についての記述は希薄化し、市を代表する人物を顕彰する記述に収斂しつつあった。全市的には水害の頻度は減少しており、地域対立を含む輪中の知識や過去の災害についての知は希薄化し、代わりに「人对自然」という構図に基づいたハザードマップによる災害知が提供されている。

第6章では、郷土学習を通じて再生産される災害の記憶は、どのような地域的差異を有し、またどのように変化しているのかを明らかにするために、木曽三川流域の各自治体が郷土学習のための資料として作成した社会科副読本に着目し、記述された内容を分析した。副読本に現れる災害関連記述から、各地域における災害と対峙する姿勢の違いを見いだすことができる。そして、副読本において、かつては郷土を学ぶ子供たちが「水害と闘う住民」として想定されていたのに対し、近年では「水害から守られる市民」としての位置づけに変化しつつあることが明らかとなった。しかし、災害関連記述は、市町村合併や学習指導要領の改正等によって容易に変化したり削除されてしまう。ローカルなスケールにおいて具体的なイメージを持った「災害の記憶」が、市町村合併によって失われてしまうということは、いかなるスケール性を持つ「災害の記憶」継承されるのかという問題が浮かび上がらせる。つまり、出来事から時間が経ったことによる「風化」の作用によって、記憶を論じることはできないということを強く示している。

最後に第7章において、第2-6章に示した経験的研究の成果をふまえながら、第1章で述べた枠組みから改めて検討を行った。ジョン・アーリは「社会的に編成された記憶が、場所を語ることのできる権威の泉として引き合いに出される」と言う。それは、観光地や自然遺産などの消費の対象とされる場所をめぐるポリティクスが顕在化した際に、社会的に構築された記憶が「判断基準」として利用されるためである。「場所の記憶」は、自然を消費しようとする人間の行為を理解する上で、重要な鍵となる。なぜなら記憶は、空間や時間を特権化せず、景観も感情も時間も経験も含むものであり、われわれの知覚や空間的実践を突き動かし、アイデンティティを左右すると同時に、判断基準として参照される「知」としての役割を果たすのである。災害と場所と記憶の関係に注目した「場所と記憶の地理学」は、われわれは災害という自然の営みとどのように対峙してきたのか、これから自然とどのように対峙しようとしているのか問題に取り組むための大きな枠組みとなる。場所の記憶は、我々の空間認識や判断を支え、空間的実践を通じて場所を構築するのである。

論文審査の結果の要旨

氏 名	相澤 亮太郎
論文題目	場所と記憶の地理学—災害空間の変容と場所の再構築—
要 旨	
<p>本論文の課題は、場所と記憶の概念に着目し、人々の空間的実践と災害の場所の再構築を捉えることにある。場所や記憶は、多様かつ複合的な性格を持つ概念である。災害の現場に連なる問題を理解するためには、場所や記憶といった多義的かつ複合的な概念が極めて有効である。災害後に大きく変容する場所や、災害に備えるために再構築される場所においては、ローカルなスケールにおける場所や記憶をめぐる実践は重要な意味を持つ。地理学における場所の概念は、本質主義的概念から複数の定義を持つ概念へと生まれ変わったが、今なお、場所をめぐる議論は衰えることなく、ローカルな空間スケールにおける人びとのせめぎあいや、生活実感を伴う日常生活空間の変容を理解するための重要な枠組みとして理解されている。本論文で構想する「場所と記憶の地理学」は、場所と記憶の概念を通じ、復興過程と災害前の防災過程に注目し、ローカルな生活空間や伝統文化、空間認識や場所の再構築を捉えるための新しい枠組みであり、丹念な実証研究とあいまって高く評価される。</p> <p>本論文は7章から構成される。</p> <p>第1章では、社会と空間、記憶を議論する土台として、場所と記憶の地理学の枠組みを提起した。地理学において記憶の概念はこれまで、景観に刻まれた過去の表象など、解釈の対象として扱われてきた。しかしM. アルヴェックスが述べるように、空間や社会、時間の枠によって記憶が「保持」される側面がある点や、集合性を有する点に注目する必要がある。さらに、A. ギデンズが示すモダニティの特性としての反省的行為と記憶の関係も重要である。場所と記憶をめぐる空間的実践は、反省的行為を通じて深いつながりを持つ。場所と記憶は、再帰的な作用を持つ空間的実践を通じて再構築されるのである。場所のアイデンティティ、まちづくり等の空間的実践、災害復興や景観形成と解釈といった文脈においてモダニティの作用を切り離すことができない以上、空間的実践や「場所の記憶」は再帰的モニタリングの作用によって深いつながりを持つと言える。「場所の記憶」は、反省的行為によって選択的に生成され、再構築される。「記憶の場所」もまた、そのような再帰的モニタリングと空間的実践の作用によって構築されるのであると、本論文の意義の有効性が明確に示されている。</p> <p>第2章では、人が場所に対して感じる情緒的つながりとしての場所への愛着の形成過程と特徴について明らかにした。神戸在住・通学・通勤の人々に対して、場所への愛着を主題としたライフストーリーインタビューを行った。また神戸の歴史作家である陳舜臣のエッセイ『神戸ものがたり』から、神戸に対する場所への愛着を抽出し、分析を行った。本章は、トゥアンのトポフィリア概念と人文主義地理学に依拠しながら、震災による場所の破壊だけでなく、移動経験や職業体験などを含めた生活史全体から捉えられた場所への感情を捉えることができた点が評価できる。本章の骨子は、地域学会誌『兵庫地理』に掲載された。</p> <p>第3章では、阪神・淡路大震災の激震地・神戸市長田区における地蔵に注目し、地蔵祭祀が維持・再生される過程を、場所と住民、そして場所の記憶がそれぞれ再帰的に構築し合う関係として描き出した。地蔵祭祀の経験は住民に広く記憶され、その記憶は、震災による祭祀や社会関係の断絶を乗り越え、新たな場所を構築する実践の動機や知識としての役割を果たした。地蔵は、場所の装置としての役割を果たし、記憶を生み出し、震災後の新たな社会関係を築く拠点として機能した。本章は、地蔵のある場所は「記憶の場所」であり、社会的相互作用が展開する舞台であると同時に、住民によって震災前に獲得され保持されてきた「場所の記憶」によって、震災後に地蔵を取</p>	
主査記載 氏名・印	長谷川 孝治

り巻く場所が再構築されたことを示すことに成功している。本章の骨子は、全国学会誌『人文地理』に掲載された。第4章では、震災の記憶と記録の問題に着目し、記憶や記録としても注目されることが少なかった、テント村（非公認避難所）を取り上げた。膨大な数の震災関連資料に比べれば、テント村についてはわずかな資料しか残されていない。この資料からは、震災後の避難者数の把握が長期間困難であったことや、避難所に収まりきれない数の被災者が発生していたこと、住み慣れた場所から離れられない被災者がテント村を形成したこと等が明らかとなった。ところが最新の東京都の震災復興のためのマニュアルでは、テント村が発生するほどの被害は想定されておらず、過去の災害の記憶と記録が、必ずしも新たな災害を防ぐための「教訓」となるわけではないことを示した。本章の骨子は、『兵庫地理』に掲載された。

第5章では、岐阜県大垣市住民による水害に関する手描き地図、郷土学習の教材としての社会科副読本、行政によるハザードマップに注目し、水害常習地域に暮らす住民の空間認識を明らかにした点が高く評価される。手描き地図からは、地区内の微妙な標高差や堤防の有無、旧集落が宅地開発されたか否かによって、災害の空間認識が大きく異なることが明らかになった。輪中堤防の内側に暮らす住民は堤防を守る必要があるために、堤防を築いた先人を顕彰することで堤防の大切さを若い世代に伝え、水防活動につなげようと考えていた。一方で堤防を持たない地域の住民は、県を相手に訴訟を起こすことを通じて水害対策を求めた。洪水ハザードマップが配布されているものの、住民らは行政が提供する防災情報ではなく、自らの経験知に基づく防災対策や避難行動をとっていることが明らかとなった。また社会科副読本に示された「災害の記憶」にも注目した結果、輪中についての知識や水害の歴史についての記述は希薄化し、市を代表する人物を顕彰する記述に収斂しつつあった。全市的には水害の頻度は減少しており、地域対立を含む輪中の知識や過去の災害についての知は希薄化し、代わりに「人対自然」という構図に基づいたハザードマップによる災害告知が提供されている。本章の骨子は、全国学会誌『人文地理』に掲載された。

第6章では、郷土学習を通じて再生産される災害の記憶は、どのような地域的差異を有し、どのように変化しているのかを明らかにするために、水害常習地・木曾三川流域の各自自治体の郷土学習のための社会科副読本の記述内容を分析した。副読本に現れる災害関連記述には、各地域における災害と対峙する姿勢の違いが見いだされた。かつては郷土を学ぶ子供たちが「水害と闘う住民」として想定された上で副読本が構成されていたが、近年では「水害から守られる市民」としての位置づけに変化しつつあることが明らかとなった。副読本における災害記述は、市町村合併や学習指導要領の改正等によって容易に変化・削除されてしまう。本章は、ローカルな空間スケールにおいて具体的なイメージを有していた「災害の記憶」が、市町村合併による「郷土の広域化」によって失われていくことは、「災害の記憶」が有する空間的なスケールと記憶の継承が深く関わっていることを示し、災害の記憶の希薄化や消滅は、出来事から時間が経ったことによる「風化」の作用のみから説明されるのではなく、記憶が有する空間的スケールや記憶をめぐる社会的過程の影響を強く受けることを示すことに成功した。

最後に第7章において、第2章から第6章を通じて示した経験的研究の成果をふまえながら、災害空間の変容と場所の再構築について論じた。ジョン・アーリは「社会的に編成された記憶が、場所を語ることのできる権威の象として引き合いに出される」と言う。それは、観光地や自然遺産などの消費の対象とされる場所をめぐるポリティクスが顕在化した際に、社会的に構築された記憶が「判断基準」として利用されるためである。「場所の記憶」は、自然を消費しようとする人間の行為を理解する上で、重要な鍵となる。なぜなら記憶は、空間や時間の特権化せず、景観も感情も時間も経験も含むものであり、われわれの知覚や空間的実践を突き動かし、アイデンティティを左右すると同時に、判断基準として参照される「知」としての役割を果たす。災害をめぐる場所と記憶の関係に注目した「場所と記憶の地理学」は、われわれは災害という自然の営みとどのように対峙してきたのか、これからどのように自然と対峙し、どのような場所を再構築しようとしているのかとの問題を理解するための重要な枠組みとなる。

以上の審査結果に鑑み、本審査委員会は、論文提出者の相澤亮太郎が博士（学術）の学位を授与されるにたる資格を有するものと判断した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	長谷川 孝治	副査	准教授	澤 宗則
副査	教授	油井 清光	副査	准教授	大城 直樹